第4回会合におけるプレゼンテーションに対する追加質問等について (株式会社ケイ·オプティコム)

平成18年3月28日

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」第4回追加質問一覧表

(株)ケイ・オプティコム

質 問

(1)資料2の13頁で述べている公正競争ガイドライン7条件のうち「会計分離」に ついてお伺いします。独占的な業務は時々変化すると理解しますが、現在の 会計分離(接続会計)では内部相互補助が防止されていないとすれば、「固定 電話事業」という括りで収支区分をすればそれが解決できるというご指摘と理 解してよいでしょうか。

回答

- ・ 仰るように、独占的な既存業務に当たる「固定電話事業」という収支区分は 必要と考えます。さらに、固定電話事業で得られた収入が、新たな業務に充 てられているといった内部相互補助が厳格に防止されているか、その検証を 行い、必要に応じて是正勧告を発する等の仕組みを設けることが必要と考え ます。
- · なお、公正競争ガイドラインでは、会計の分離に関して、

新たな業務と独占的な既存業務との間の内部相互補助を厳格に防止する ために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかに することが必要である。

また、新たな業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び小売コストの合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを検証する必要があると認められる場合には、そのことを客観的に検証可能とする資料の提出が求められる。

とありますが、現状の第 1 種指定電気通信設備会計規則によれば、上記を義務付ける制度となっていません。厳正な分離を行うためにも、制度化されることを希望します。

・ さらに、懇談会においても申し上げましたが、独占的な市場支配力を有する 固定電話事業で得られた収入が、ブロードバンド事業における光化投資等に 利用されていないこと、また、今年発動が予定されるユニバーサル基金につ いても、NTT東西のブロードバンド事業投資に充てることを厳格に防止することを、収支区分の開示により、明確にしていただくことが必要と考えます。 (2)同じ〈資料2の13頁で、「東西NTTの実質的支配権の及ぶ子会社(ネオメイト やマーケティングアクト等)についても、会計の分離を厳正に遵守させるべき」 とあります。この記述に関し、以下の点について御教示ください。 ア
NTT本体内での会計分離にとどまらず、組織分離をしている会社に対し、 前述(1)で回答した内容と同様、「固定電話事業」の収支区分や、「固定電話 さらなる「会計の分離」を求めていますが、これは具体的にどのような措置を 事業」で得られた収入が新たな業務に充てられているといった内部相互補助 指しているのでしょうか。 が厳格に防止されていることを検証する仕組みが必要と考えます。 · NTT 東西と実質的支配権のある子会社(ネオメイトやマーケティングアクト 等)との間で相当の取引額が発生しています。(NTT 西日本については、H16 年度実績で、約2兆円の営業費用に対し、子会社への支払い額は約6.000 億円 ~NTT 財務情報 http://www.ntt-west.co.jp/info/zaimu/pdf/all16.pdf) ・ 一方、NTT マーケティングアクトは、親会社である NTT 西日本の営業業務受 託、また NTT ネオメイトは NTT 西日本の情報流通機関ネットワークのメンテ ナンスやオペレーションを受託しています(いずれも、両社の会社案内により ます)。 以上の実態を踏まえれば、実質的支配権のある子会社においても、NTT 東 西で発生する固定電話事業(独占的な既存業務)で得られた安定的な収入 が、新たな業務に充てられている可能性が極めて高いと考えております。 ・ そのため、NTT 東西と取引のある子会社についても同様に、独占的な既存 業務と新たな業務の会計分離は、ガイドラインを遵守する上で必要であると 考えます。 イ また、この「会計の分離」は、NTTのすべての子会社・関連会社を対象とす I・ 質問のご主旨のとおりです。 異なるレイヤーに進出する子会社(いわば、新たな業務を行う子会社と捉え るものではなく、競争上の問題が生じやすいもの、特に異なるレイヤーに進 出する子会社等を対象とするということでしょうか。 ておりますが)が、「固定電話事業」に関連した業務を受託している場合に

は、会計の分離が必要と考えております。